

発行：立川市明るい選挙推進協議会  
立川市選挙管理委員会  
〒190-8666 立川市泉町1156-9  
☎042(523)2111(代)  
内線1631・1632・1633

# くらしと せんきょ

No.114  
2021年  
6月25日

## 立川市選挙人名簿登録者数

男 76,465人 女 77,875人 計 154,340人

## 立川市在外選挙人名簿登録者数

男 88人 女 91人 計 179人

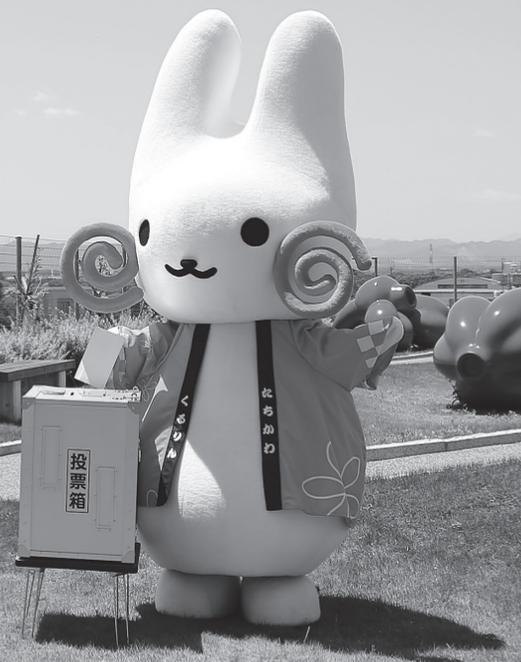
(令和3年6月1日現在)

# 東京都議会議員選挙

**投票日 7月4日(日)**

**投票時間 午前7時～午後8時**

- 立川市で投票できる方は  
次のすべてに当てはまる方です。
- 日本国民で18歳以上である
  - 引き続き3か月以上立川市に住んでいる
  - 選挙人名簿に登録されている



## 最近引越しをされた方

### 最近立川市に転入された方

令和3年3月24日までに立川市に転入届を提出	立川市で投票できます。ただし、引き続き3か月以上立川市に住んでいる方のみ。投票する日の前日までに都外へ転出された方は投票できません。
令和3年3月25日以降に立川市に転入届を提出	立川市では投票できません。ただし、都内から転入した方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、前住所地で投票できます。

### 最近立川市から転出された方

立川市から都外へ転出	東京都民による都議会議員選挙なので投票できません。
立川市から都内の市区町村へ転出	<p>令和3年2月26日から3月3日までに転出</p> <p>転出4か月経過前に、立川市で期日前投票をすることができます。投票の際は、新住所地の住民票の写し(選挙用は無料)があればスムーズに投票できます。(新住所地の選挙人名簿に登録されていない方)</p> <p>令和3年3月4日以降に転出</p> <p>都内の移転のみで新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、以下の方法で投票できます。①投票日当日、転出前の住所地の投票所で投票する。②立川市で期日前投票をする。③立川市選管に投票用紙を文書で請求して、最寄の不在者投票所で不在者投票をする。投票または不在者投票の請求をする際は、新住所地の住民票の写し(選挙用は無料)が必要です。該当する方へは案内はがきをお送りします。</p>

### 最近立川市内で転居された方

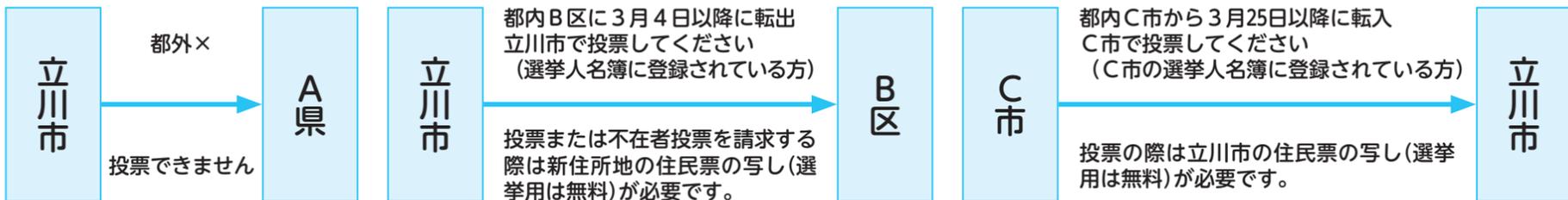
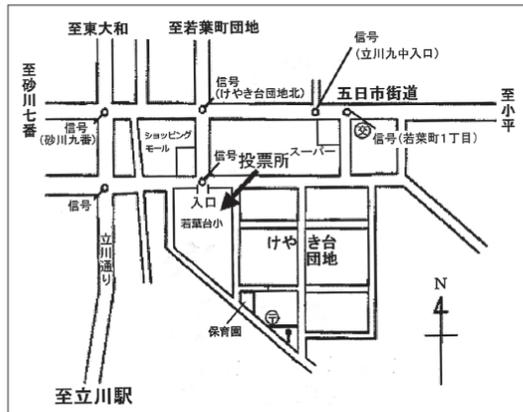
令和3年6月3日までに転居届を提出	新住所地の投票所で投票できます。
令和3年6月4日以降に転居届を提出	前住所地の投票所で投票できます。入場整理券は前住所地へ郵送されますのでご注意ください。

## 若葉町1丁目・2丁目にお住まいの方

今回の選挙から、若葉台小学校(若葉町1丁目13番地の1)が投票所になります。



第14投票区  
若葉台小学校  
すずかけホール



東京都選挙管理委員会事務局  
Secretary to Election Administration Commission

都議会議員選挙について  
くわしくは、下2次元コードへ

都政を担う都議会議員選挙  
立川市選挙管理委員会  
委員長  
卯月 平吉

東京都議会議員選挙の日程は6月25日を告示日とし、投票日が7月4日と決められています。

昨年実施の東京都知事選挙と同様に都議会議員選挙もコロナ禍での厳しい選挙になりました。まさかと思う選挙環境ではありますが事態を冷静に受け止め、このたびの選挙にも真摯に取り組み所存です。

大都市東京は、その動向が国政にも影響を及ぼすほどの強大な組織であります。よって、東京都はその自覚で、他の自治体に範を示すほどの気構えで、現下の政治的懸念課題に取り組んでいただきたいと思います。

今般の選挙に臨んで、私たちは都政の難題に対応できる市民の代表を選出することを求められています。

私たちのなよりの願いは、多くの有権者がこの選挙に参加することにあります。

# 期日前投票所のご案内

6月26日(土)～7月3日(土)

6月26日(土)・27日(日)

6月29日(火)～7月2日(金)

午前8時30分～午後8時



お仕事やご旅行などで、投票日7月4日(日)に投票所に行けない方は、期日前投票をすることができます。

- \* 今回の選挙から期日前投票所として西砂学習館を新設しました。
- \* 投票所入場整理券裏の期日前投票宣誓書兼請求書に必要事項をご記入の上、右記の期日前投票所にお持ちいただくとスムーズに投票できます。
- \* 期日前投票宣誓書は市ホームページ【下2次元コード】からダウンロードすることもできます。また、期日前投票所にも用意してあります。



立川市役所101会議室

駐車場 あり



西砂学習館

駐車場 あり



窓口サービスセンター

駐車場 なし

## 郵便等投票の制度があります

重度の障害等がある方が、郵便や信書便で投票できる制度です。郵便等投票をするためには選挙人名簿に登録されている市区町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。お早めに手続きをしていただくようお願いいたします。投票用紙等の交付請求期限は6月30日(水)です。

<対象者>

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級か3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

<代理記載制度>

郵便投票をする方のうち、次に該当するため、ご自分で字が書けない方は、あらかじめ市区町村選挙管理委員会に届けた者(選挙権を有するものに限る)に候補者名等の記載をさせることができます。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症

代理記載制度を利用するためには、選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

**代理投票・点字投票の制度があります** 投票所で係員に、お申し出ください。

身体が不自由であったり、ご自分で字の書けない方のために、申し出により係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票の秘密は固く守られます。また、目の不自由な方は、点字で投票する「点字投票」の制度があります。

**不在者投票について**

旅行先や滞在地の区市町村選挙管理委員会です不在者投票ができます。事前に手続きが必要となりますのでお早めにお問い合わせください。

また、都道府県選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム等(入院・入所者が対象)でも不在者投票ができます。

## 感染予防対策

投票所内での感染予防やまん延防止のための対策に取り組みますので、投票所に来られる皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力をお願いいたします。また、開票所においても感染症対策に取り組みます。

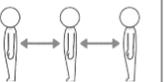
<選挙管理委員会が行う感染症対策>

- ・定期的に投票所の換気を行います
- ・投票所には手指用消毒液を設置します
- ・投票管理者・投票立会人・投票所職員はマスクを着用します
- ・受付、名簿対照、用紙交付係に飛沫防止対策を行います
- ・鉛筆は使用するごとに消毒します
- ・記載台の間隔を広くし、定期的に消毒します



<有権者の皆さまにお願いする感染症対策>

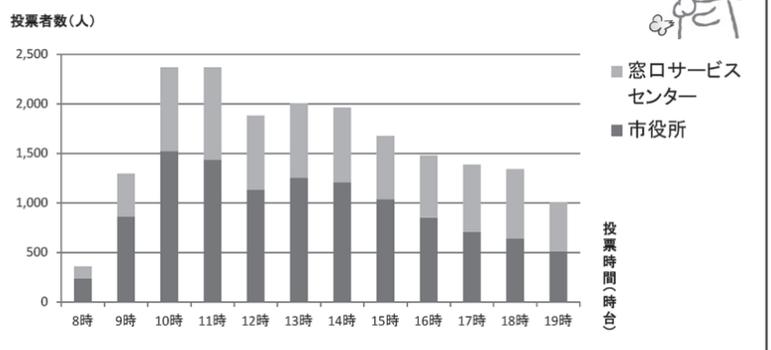
- ・鉛筆を持参し投票用紙に記入することができます
- ・マスクの着用、来場前後の手洗いにご協力ください
- ・周りの方との距離を保つようお願いいたします



●混雑する時間帯をお避けください

下のグラフは昨年7月の都知事選挙における期日前投票所の時間別投票者数です。期日前投票・当日投票ともに混雑状況は、午前中の早い時間帯は比較的混み合わない傾向にあります。混雑しない時間帯をご検討ください。

期日前投票時間別投票者数 2020年都知事選挙参考



東京都議会議員選挙にあたって

立川市明るい選挙推進協議会

会長

岡部 重徳



日ごろ、有権者の皆さまには、「明るい選挙」推進の運動に、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、3回目となる緊急事態宣言が発出されるなど、不自由な日常を余儀なくされていること存じます。ワクチンが行き届き一刻も早い終息を願うばかりです。

このような状況下ではありますが、7月4日に東京都議会議員選挙が行われ、秋には10月21日に任期満了となる衆議院議員選挙が予定されています。昨年は、まさにコロナ禍の中、東京都知事選挙が行われ、心配されながらも53・62%の投票率となりました。今回も厳しいコロナ禍での選挙と予想されますが、感染症予防対策を十分に取り、安心して投票できるよう取り計らってまいります。ぜひとも棄権することなく、ご投票くださいますようお願い申し上げます。



<ホームページ>

- ・選挙制度
- ・選挙結果
- ・過去の選挙公報
- ・選挙に関するQ&A

